

# 知的財産関連ニュース報道(韓国版)

## <2016年1月>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
韓国弁理士 金 成鎬

1月には、新年を迎えて、特に政府の新たな政策を報じる記事が多くかった。そのうち、2016年に変わる韓国特許制度を紹介する記事と、2016年の韓国法務部(日本の法務省に相当)と特許庁の業務計画を紹介する記事を扱う。

13日付電子新聞によると、韓国特許庁は、対国民サービスと知的財産競争力の強化を骨子とした「2016年に新しく変わる知的財産制度・支援施策」を1月13日明らかにした。同発表によると、商標・意匠審査官の拒絶決定が審判段階で覆された場合、審判請求のために既に納付した審判手数料の全額を、審判当事者に返還する(5月施行)。意匠権の権利回復のための追加納付期間や補填期間が過ぎて意匠権が消滅した場合に、従来は、「実施中の意匠」のみの意匠権回復の申請が可能だったが、意匠保護法の改正により、5月からすべての意匠権について回復申請をすることができる。国際商品分類基準を形成する国際商品分類協定アライアンス(NICE)、世界知的所有権機関(WIPO)、商標分野の先進5カ国協議体(TM5)で認められている英語の商品名情報を持たせる特許庁ホームページから簡単に参照できるようになる。韓国の中小・中堅企業の製品開発段階からブランド・デザイン・特許を融合した知的財産総合戦略策定を支援する。知的財産権虚偽表示に関する事件を報告したり気がかりなことの相談が受けられる「知的財産権虚偽表示申告センター」が開設される。中小企業の営業秘密や技術を保護するために有料だった「営業秘密保護管理システム」を7月から全額無償となる。企業の営業秘密の管理レベルを分析・診断してくれた営業秘密のコンサルティングを、補完対策まで用意してくれる「企業体感型コンサルティング」に改善し、6月から施行する。

27日付ファイナンシャルニュースによると、韓国

法務部は26日、「法秩序の確立に国家革新の強固な土台作り」というテーマで、特許権侵害事件の処理期間を短縮して中小・ベンチャー企業の知的財産権を保護する案等の内容を骨子とした、今年の業務計画を確定した。韓国法務部の発表によると、韓国の中小・ベンチャー企業の知的財産権の保護システムも強化するため、知的財産権の専門検事を養成し、知識財産権侵害事件の諮詢のために弁理士などの「特許検査アドバイザー」を採用する計画である。法務部の関係者は、「(特許検査アドバイザーは)行政自治部と協議して3人を採用する予定」とし、「特許権侵害判断の専門性を高め、知的財産権侵害事件を処理する速度を向上させる」と述べた。

27日付ファイナンシャルニュースによると、韓国特許庁長(チェ・ドンギュ氏)は27日、政府大田庁舎で記者会見を持ち、より質が高い審査・審判サービスと企業の知的財産創出・活用促進の誘導に焦点が合わせられ、より効果的な方法で韓国の知的財産保護がなされ、知的財産教育のインフラも大きく拡充される内容を骨子とした「2016年度特許庁業務計画」を発表した。韓国特許庁は、これと共に知的財産で武装した中小・中堅企業の育成のために、政府の研究開発(R&D)の特許設計プログラムを導入し、中小・中堅企業の知的財産(IP)-R&D連携戦略支援を増やしていくことにした。また、韓国特許庁は、韓中自由貿易協定(FTA)を迎え、輸出企業の知的財産権に関連する困難を軽減するために、「IP-デスク」を中国西安に追加オープン(6カ国11箇所→6カ国12箇所)する計画である。

27日付毎日経済新聞によると、特許審判院の決定が裁判所で活用され得るように、特許無効審判請求の際にすべての無効証拠を審判段階から提出する方案が推進され、特許庁審査官が産業現場を直接訪

問して現場の専門家の知識を審査に活用する「公衆審査」制度も導入されるという内容が盛り込まれた2016年度業務計画を韓国特許庁長が発表した。特許審判院は、専門知識を活用するため、すべての無効証拠を1審の判決時に提出するように無効審判制度

の改善を推進する。なお、審査官が産業現場を訪問し、現場の技術情報と専門家の知識を審査に活用する公衆審査を推進し、外国特許庁と進行する特許の共同審査(CSP)を米国に続き、中国と日本に拡大するなど、主要国と審査協力も強化する予定である。

### 《訴訟関係》

- ▲1月5日（現地時間）、米国裁判所で開かれた控訴審弁論において、サムスン電子は、アップルの「クリクリング特許」などを根拠に、1審で下された損害賠償判決が覆されなければならないと主張した。（6日 連合）
- ▲1月7日、関連業界によると、世界最大手のバイオ企業である米国アムジェン(AMGEN)は、サムスンバイオピースが昨年、カナダ保健省にアムジェンのリウマチ関節炎治療剤「エンブレル」のバイオシミラー「ブレンシス」に対する品目許可を申請するや、許可差し止めを申し立てた。（8日 マネ）
- ▲1月11日、ウォール・ストリート・ジャーナルによると、クアルコムは先週、米国カリフォルニア州サンノゼ連邦地方裁判所に、自社の通信チップ顧客または競合他社が韓国公正取引委員会に提出した資料と証拠を閲覧できるように要求する訴訟を提起した。（13日 ハン）
- ▲ファイザーが、「リリカ（成分名 プレガバリン）」の疼痛治療に対する用途特許と関連し、CJヘルスケア（株）およびサムジン製薬（株）が提起した特許無効訴訟で最終勝訴した。（15日 デジ）
- ▲1月19日、情報技術（IT）業界によると、スマートフォンのロック画面モジュール（ソフトウェア）特許を保有するバズビル社が1月11日、ソウル中央地検に、韓国のイエローモバイル社が運営するソーシャルコマースアプリ「クチャ」が、ロック画面盗用の疑いがあるとし、イエローモバイル社を特許法違反の疑いで刑事告訴したことが確認された。バズビル社は「クチャ」に対して韓国特許庁に権利範囲確認審判も出した。（20日 毎経）
- ▲グーグル、フェイスブックをはじめとするシリコンバレーの情報技術（IT）企業がサムスン対アップルのスマートフォン特許侵害訴訟と関連し、裁判所にサムスン側に友好的な意見書を提出したことが18日（現地時間）公開されたと、米国経済紙<フォーチュン>オンラインニュースなどが報じた。（20日 ハン）
- ▲特許裁判所は25日、韓美薬品がファイザーを相手に「バイアグラの『青い菱形模様』を独占的に使用できる権利を取消してほしい」と提起した訴訟で、ファイザー勝訴の判決を下したと明らかにした。（26日 連合）
- ▲韓国公正取引委員会が、特許権を乱用した嫌疑で、液化天然ガス（LNG）の貯蔵・運搬の基礎技術を保有するフランスのエンジニアリング会社GTTに対して、韓国国内の造船会社が基本特許なしにはLNG船を建造できないという点を活用し、GTTが必要ない他の特許まで付けて売ったり過度に特許料を要求したかどうかの調査に乗り出したことが分かった。（28日 中央）

### 《立 法》

- ▲韓国国会は、12月31日の本会議で、弁護士が弁理士資格を取得するためには必ず実務修習を受けるようにする内容の「弁理士法一部改正法律案」を通過させた。（5日 フア）
- ▲マーク・リッパート駐韓米国大使が、去る7日に続いて18日にも国会法制司法委員会のイ・サンミン委員長を訪ねて、現在国会に係留中の外国法諮問士法改正案に対して修正を要求したが、問題視する改正案の内容は、合弁法人に参加した外国ローファームの持分率と議決権を49%に制限することと知的財産権関連の業務を合弁法人の業務から除外したことであると知られた。（19日 朝鮮）
- ▲韓国世界特許（IP）ハブ国家推進委員会は1月25日、国際裁判所の新設を推進する法律の改正案を提

出したと明らかにした。同委員会共同代表者である国会副議長が代表発議した「特許法の一部改正法律案」によると、特許法院などの特許関連訴訟裁判所に当事者の申請に基づいて、英語などの外国語弁論及び証拠の提出が可能な国際裁判所を設置するようにしている。(26日 蔚毎)

### 《行政》

- ▲韓国特許庁は、健康および環境関連の技術に対する審査専門性を高めるために、今年1月から健康および環境関連の技術に対する特許審査を専担する資源再生審査チームを新設すると1月4日明らかにした。(5日 フア)
- ▲韓国特許庁は、事業費128億ウォン規模の「2016年知的財産(IP)スター企業育成事業」支援計画を確定し、本格施行に乗り出すと3日明らかにした。(5日 フア)
- ▲韓国政府は1月7日、政府ソウル庁舎にて第10回国家科学技術審議会を開いて、合計6つの案件を審議し、確定したと発表した。発表によると、韓国政府は、モノのインターネット(IoT)、新薬、食品、新再生エネルギー、炭素ナノ素材など9つの分野を選定し、世界的に成長性が認められている新産業にR&D予算を集中させて、企業が直接開発するのが難しい技術を支援する。(8日 フア)
- ▲韓国特許庁は、対国民サービスと知的財産競争力の強化を骨子とした「2016年に新しく変わる知的財産制度・支援施策」を1月13日明らかにした。(13日 電子)
- ▲韓国特許庁は、一般製品のデザインとは異なり、創作される画像デザインの特殊性を反映させ、一般的の物品に適用していた審査基準とは別に画像デザイン審査指針を設けて施行すると1月17日明らかにした。(19日 電子)
- ▲韓国特許庁は、意匠審査官が検索する際に活用する審査参考資料を、デザインマップ(designmap.or.kr)を通じて今月から段階的に民間に提供すると19日明らかにした。(20日 フア)
- ▲韓国特許庁は、大学・公共研究機関で開発された技術を金になる基本・核心特許として確保できる「特許設計支援事業」を含めて「2016年政府研究開発(R&D)優秀特許創出支援事業」推進計画を確定し、施行する計画。(22日 毎経)
- ▲韓国特許庁は、事業費13億ウォン規模の「2016年カスタマイズ型特許マップ支援事業」を通じて、合計90社余りの中小企業を支援すると24日明らかにした。(26日 フア)
- ▲韓国法務部は26日、「法秩序の確立に国家革新の強固な土台作り」というテーマで、特許権侵害事件の処理期間を短縮して中小・ベンチャー企業の知的財産権を保護する案等の内容を骨子とした、今年の業務計画を確定した。(27日 フア)
- ▲韓国特許庁長(チェ・ドンギュ氏)は27日、政府大田庁舎で記者会見を持ち、より質が高い審査・審判サービスと企業の知的財産創出・活用促進の誘導に焦点が合わせられ、より効果的な方法で韓国の知的財産保護がなされ、知的財産教育のインフラも大きく拡充されるな内容を骨子とした「2016年度特許庁業務計画」を発表した。(27日 フア)
- ▲韓国特許庁長によると、特許審判院の決定が裁判所で活用され得るように、特許無効審判請求の際にすべての無効証拠を審判段階から提出する方案が推進され、特許庁審査官が産業現場を直接訪問して現場の専門家の知識を審査に活用する「公衆審査」制度も導入される。(27日 毎経)
- ▲韓国特許庁は、2015年は、特許・実用新案・意匠・商標などの出願が前年に比べて7.0%増加し、そのうち特許、意匠、商標が前年比でそれぞれ1.6%、5.5%、15.4%増の21万3,694件、6万7,954件、18万5,443件、実用新案は前年と同様の水準で出願されたと明らかにした。(29日 フア)

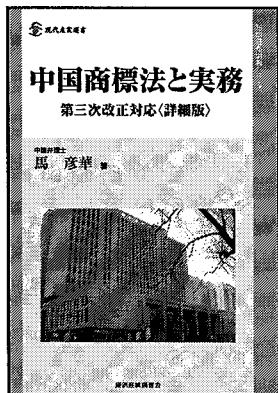
### 《その他》

- ▲2015年の売上額が141億ドル(約17兆ウォン)におよぶ超大型ブロックバスター級のバイオ医薬品であるリウマチ治療剤「ヒュミラ」の米国特許が、今年12月に満了になる予定であるが、サムスンバイオエピスは、今年米国でヒュミラのバイオ複製薬の発売を準備しており、米国市場でバイオシミラーのブ

- ロックバスターを作り出せるか注目される。(8日 朝ビ)
- ▲SKグループは1月12日、創造経済の活性化のために、スタートアップ・ベンチャー企業の支援を強化すると明らかにした。(13日 電子)
- ▲1月14日、朝鮮ビズが、世界知的所有権機構(WIPO)に登録された韓国国内外の特許を調査した結果、韓美薬品(株)は昨年、国内売上額(第3四半期累積基準)基準韓国の10大製薬会社のうちで最も多い119件の特許を取得したことが分かった。(14日 朝ビ)
- ▲サムスンバイオエピスは1月17日、欧州連合執行委員会から、ファイザーの関節炎治療剤エンブレルのバイオシミラーであるベネパリ(Benepali)の販売許可を受けたと発表した。(19日 韓経)
- ▲外信によると、IBMは、15分期連続で前年同期比の売上が減少したが、米国内の特許は23年連続1位を守ったことが分かった。(21日 連合)
- ▲1月20日、業界によると、サムスン電子の年間特許使用料は、第3四半期末基準で4兆8,669億ウォンであることが確認され、第4四半期を含めれば5兆ウォンを突破することが伝えられており、わずか2年余りで2~3倍近い水準に急騰した勘定だ。(21日 デジ)
- ▲ブルームバーグ通信は1月19日(現地時間)、2016ブルームバーグ革新指数で韓国が91.31点を得て、全世界革新国家1位を獲得したと発表した。(21日 中央)

## ※媒体の正式名称(発行社)

朝鮮:朝鮮日報(朝鮮日報社)、中央:中央日報(中央日報社)、ハン:ハンギョレ新聞(ハンギョレ新聞社)、慶尚:慶尚日報(慶尚日報社)、毎経:毎日経済新聞(毎日経済新聞社)、韓経:韓国経済新聞(韓国経済新聞社)、電子:電子新聞(電子新聞社)、ファ:ファイナンシャルニュース(ファイナンシャルニュース新聞社)、朝ビ:朝鮮ビズ(朝鮮経済社)、マネ:マネートウディ(マネートウディ社)、デジ:デジタルタイムス(文化日報社)、連合:連合ニュース(連合ニュース社)、蔚毎:蔚山毎日新聞(蔚山毎日新聞社)



## 中国商標法と実務 第三次改正対応<詳細版>

◎ 現代産業選書  
知的財産実務シリーズ

中国弁理士 馬 彦華 著 A5判 本体価格 7,000円+税

**中国弁理士である著者が、中国商標法の内容を詳細に解説!**

本書は、商標制度の全般、実務の方法などを紹介し、旧法との比較を通じて今回の商標法の主要改正点についても説明したものであります。具体的には、商標とは何か、などの商標の一番基礎から、商標について異議があった場合の対応、商標の使用義務、如何にして商標権保護を行うのかを解説。各手続における注意事項などにも言及し、また、容易に理解いただくために、商標出願の審査、審判及び裁判の実例も多数記載しております。中国ビジネスを進める実務者の座右の書として活用できる一冊です。

刊行物に関する詳細な情報がご覧になれます  
<http://books.chosakai.or.jp/books/index.html>

経済産業調査会 刊行物

検索

一般財団法人 経済産業調査会

〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9  
TEL 03-3535-4882 FAX 03-3535-4884